

第 8 6 号議案

東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

（提案理由）

この案は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月台東区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。